

「学校いじめ防止基本方針」

令和8年3月改定

杉並区立阿佐ヶ谷中学校

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、すべての人々が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築いていくことを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な指針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

この「基本方針」では、いじめ防止等の取組を学校全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもたちの健全育成及びいじめのない学校の実現を方針の柱としています。

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対し、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒との一定の人間関係のある生徒から、心理的・物理的な影響（インターネットによるものも含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ① 同一集団内で単独又は複数の成員が、人間関係の中で弱い立場に立たされた成員に対して、身体的暴力や危害を加えることや、心理的な苦痛や圧力を感じさせること。
- ② 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられている生徒がいじめだと感じているものはいじめとなる。

※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

(2) いじめ問題に対する基本的な考え方と姿勢

「どの学級にも、どの集団にも、どの生徒にも起こりうるものであるという基本的認識に立つ」

・いじめを行った生徒に対して「いじめは人間としていかなる理由があろうとも絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。

① 「特定の生徒や特定の立場だけの問題とせず、学校全体で取り組む」

- ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通す。
- ・日頃からいじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する。
- ・いじめを受けた生徒の心情に即して解決を図る。

② 「いじめをなくすためには、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携し、取り組む」

③ 「生徒自身が、安全で豊かな社会を築く主体者であることを自覚させ、いじめを許さない社会の実現に努める」

- ・生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む指導を行う

2 学校全体での取り組み

(1) いじめの未然防止に関すること

○人権が尊重された学校づくり

いじめを未然に防止するためには、生徒がお互いを尊重し合い高め合い、「いじめを許さない集団」となることが重要である。日々の学校の教育活動において生徒の人権が尊重され、それぞれの生徒の自己実現につながる取り組みとなるように努めていく。

①学校は教育活動を通し、生徒に「いじめは絶対に許さない」という態度をとる。

- ・生徒と教職員、生徒相互の温かい人間関係づくりに努め、日常の学校生活におけるいじめのサインを受け止める指導体制を確立する。
- ・開かれた学校づくりの推進、地域社会との連携強化を図るために積極的な授業公開の実施や必要に応じてPTA活動等を実施する。

② 生徒一人一人を認める雰囲気づくりと、人権を意識した学級集団を作っていく。

- ・教職員間の情報交換を綿密に行い、生徒の様々な行動をしっかりと把握し、お互いの人格を認め合うことの大切さを指導する。
- ・生徒の思いやりの心をはぐくむ道徳教育の中心に年3回以上の『いじめに関する授業』を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、生徒にいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の向上を図る。
- ・特別活動の充実（学校行事・生徒会活動）を図る。

③ 「いじめのサイン」を確実に受け止めることのできる指導体制を作る。

- ・学校生活での人間関係や行動の変化に目を配るとともに、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を強化し、情報交換や意見交換の場を日常的に設定する。
- ・年3回以上の校内研修や学年会議などの機会をとおして、教職員の言動と態度についての相互評価に努める。
- ・日ごろから生徒や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について十分に周知するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、情報モラル教育根幹指導計画を作成し、生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

(2) 校内体制に関すること

① いじめ問題対策委員会

- ・ いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、管理職、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを構成員とし、いじめ重大事態等の場合、当該学年主任、学級担任や、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等を加え、委員会を開催する。

② 生活指導部会

- ・ 管理職及び生活指導主任、各学年の生活指導担当で構成する。
- ・ 毎週生活指導部会を開催し、校内の生活指導上の課題に関する情報交換、情報共有、指導内容等の協議を行う。

③ 校内委員会

- ・ 校内委員会を置き、管理職及び特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。
- ・ 毎週校内委員会を開催し、校内の不登校・特別支援・いじめ等に関する情報交換、情報共有、指導内容等の協議を行う。

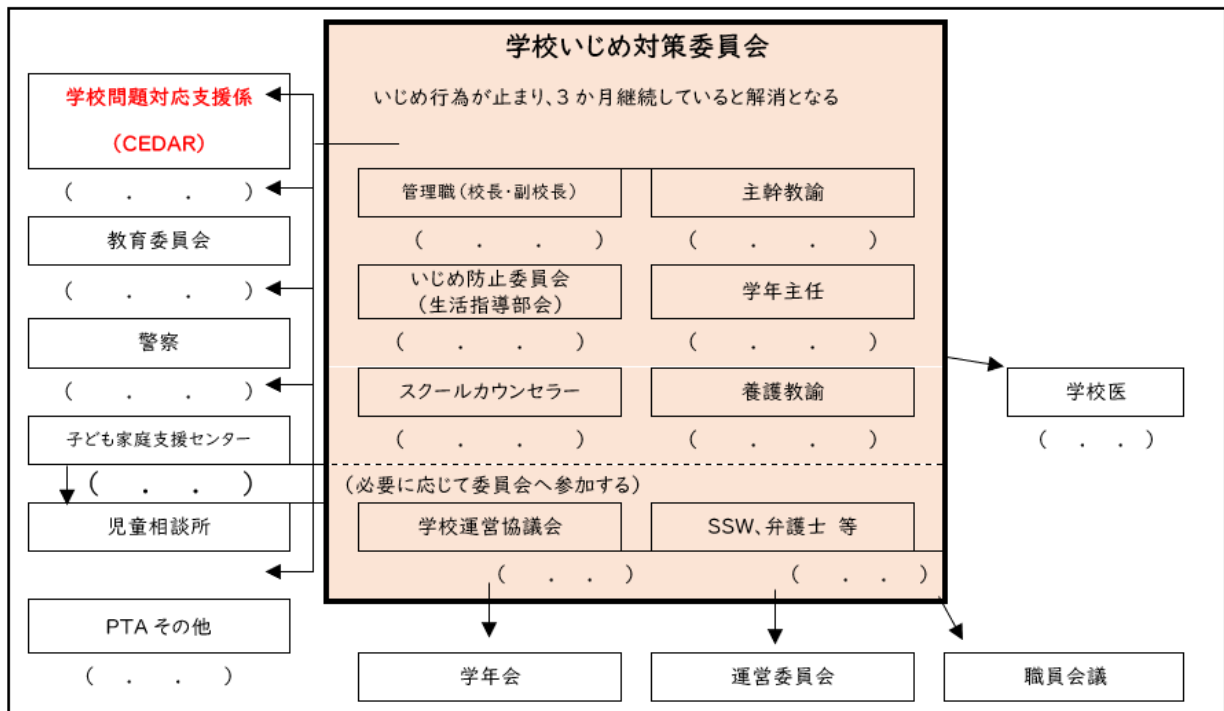
④ いじめ防止・早期発見に関すること

- ・ 生徒の豊かな情操と心の育成のため、すべての教育活動を通じ、人権教育・道徳教育及び体験的な活動の充実を図る。
- ・ いじめを早期に発見するために、年間3回のアンケート調査を実施する。
- ・ 生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ いじめ防止に関する研修の実施等、資質向上と指導力の向上を図る。
- ・ インターネット等を通じて行われるいじめに対しては、関係機関との情報収集や情報交換を行い、生徒や保護者への啓発を行う。

(3) いじめへの対応に関すること

- ① いじめを受けた生徒の安全確保を最優先し、その後、いじめを行った生徒への事情や心情等の聞き取りを行う。
- ② いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には早急に対応し的確な指導を行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者と連携を取り最大の措置を講ずる。
- ④ いじめを行った生徒に対し、速やかにその行為をやめさせ、事実確認とその行為の重大さを認識させるための継続的な指導を行う。
- ⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有する。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込みや発信に対して、問題を速やかに確認し、被害生徒の人権を守るための適切な措置を講ずる。

いじめ問題への対策に関する組織・体制



(4) 定期的・継続的な経過観察・確認の実施

① 解消の確認

- ・相当の期間(少なくとも3か月)いじめにかかる行為が止んでいることを確認する。
- ・いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことを確認する。

② 経過観察

- ・いじめが解決した後も、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の人間関係を継続して観察する。

③ 定期的な確認

- ・スクールカウンセラーを活用した、いじめを受けた生徒への配慮をする。
- ・学校いじめ対策委員会等を活用した、関係の生徒についての情報交換をしていく。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

重大事態とは在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態及びいじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認める事態と定義されている。

例えばいじめを受けた生徒の状況に着目し、

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 生徒の身体に重大な損害が生じた場合
- ③ 生徒の金品等に重大な損害が生じた場合
- ④ 生徒の精神に疾患を発症した場合
- ⑤ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ⑥ 生徒、保護者から、いじめにより重大な被害が生じたとの申し立てがあった場合

などのケースが想定される。

よって、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握したうえで、判断を行い、報告・調査にあたる。

(2) 重大事態の発生の場合

- ① 重大事態と思われる案件が生じた場合には、速やかに杉並区教育委員会・学校問題対応支援係(CEDAR)及び所轄警察署(杉並警察署)に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」が、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 調査結果は、いじめを受けた生徒の保護者に必要な情報を提供する。
- ④ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、在籍生徒や教職員に対する質問紙による調査や聞き取り調査を行う。

5 いじめ防止の取り組みのための年間計画

月	情報収集・生徒理解 年間を通して、校内委員会・ 生活指導部会		指導・ 啓発活動	対策会議 校内研修
	4月			道徳・学級活動①
5月		SCによる面接 (1年生)		校内研修会①
6月	アンケート① (全生徒)	SCによる面接 (1年生)	ふれあい月間	アンケート結果への対応
7月		面談期間 (全学年)	セーフティ教室	校内研修会②
8月				
9月			道徳・学級活動②	
10月		面談期間 (3年生)		基本方針の評価・反省
11月	アンケート② (全生徒)		ふれあい月間	アンケート結果への対応
12月		面談期間 (全学年)		校内研修③
1月			道徳・学級活動③	
2月	アンケート③ (全生徒)		ふれあい月間	アンケート結果への対応
3月				年度評価 次年度計画

生徒へのアンケートは5年間保管するものとする。